

特定生産緑地（伊丹市）の指定

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

生産緑地地区番号	位置	面積 (m ²)		申出基準日	備考	図面番号			
		特定生産緑地							
		既に指定されている区域	新たに指定する区域						
天神川 1 - 33	荒牧1丁目地内	約 1,100	約 400	令和7年12月6日	部分指定	1			
天神川 1 - 63	荒牧南2丁目地内	0	約 800	令和7年12月6日		1			
荻野 2 - 34	大野2丁目地内	約 10,500	約 300	令和7年12月6日	部分指定	2			
荻野 2 - 41	荻野1丁目地内	約 1,800	約 400	令和7年12月6日	部分指定	2			
荻野 2 - 50	荻野1丁目地内	約 1,400	約 500	令和7年12月6日	部分指定	3			
荻野 2 - 81	荻野7丁目地内	0	約 1,200	令和7年12月6日		4			
鴻池 3 - 5	鴻池4丁目地内	約 1,000	約 800	令和7年12月6日	部分指定	5			
鴻池 3 - 6	鴻池4丁目地内	約 1,300	約 700	令和7年12月6日	部分指定	5			
瑞穂 4 - 20	瑞ヶ丘3丁目地内	約 3,300	約 600	令和7年12月6日	部分指定	6			
瑞穂 4 - 29	瑞ヶ丘3丁目地内	約 1,400	約 500	令和7年12月6日	部分指定	6			
瑞穂 4 - 43	鑄物師4丁目地内	0	約 1,100	令和7年12月6日		7			
緑丘 5 - 22	北園2丁目地内	約 1,700	約 800	令和7年12月6日	部分指定	8			
緑丘 5 - 41	大鹿6丁目地内	0	約 600	令和7年12月6日		9			
神津 6 - 7	森本3丁目地内	約 2,000	約 900	令和7年12月6日	部分指定	10			
神津 6 - 14	森本8丁目地内	約 1,300	約 500	令和7年12月6日	部分指定	10			
神津 6 - 37	口酒井2丁目地内	約 6,100	約 1,300	令和7年12月6日	部分指定	11			
神津 6 - 42	口酒井1丁目地内	約 900	約 1,000	令和7年12月6日	部分指定	12			
神津 6 - 46	口酒井2丁目地内	約 1,100	約 1,000	令和7年12月6日	部分指定	11			
桜台 9 - 10	中野北2丁目地内	約 900	約 1,800	令和7年12月6日	部分指定	13			
桜台 9 - 26	西野2丁目地内	約 1,500	約 100	令和7年12月6日	部分指定	14			
池尻 10 - 11	池尻3丁目地内	約 14,300	約 3,000	令和7年12月6日	部分指定	15			
池尻 10 - 29	池尻5丁目他地内	約 6,500	約 400	令和7年12月6日	部分指定	16			
池尻 10 - 31	池尻5丁目地内	約 14,300	約 300	令和7年12月6日	部分指定	16			
池尻 10 - 34	池尻2丁目地内	0	約 500	令和7年12月6日		16			
花里 11 - 3	寺本6丁目地内	約 1,600	約 100	令和7年12月6日	部分指定	17			
花里 11 - 19	寺本6丁目地内	0	約 500	令和7年12月6日		17			
昆陽里 12 - 14	寺本東2丁目地内	0	約 600	令和7年12月6日		18			
昆陽里 12 - 57	昆陽南5丁目地内	0	約 1,000	令和7年12月6日		18			
揖陽 13 - 14	昆陽東4丁目地内	0	約 1,000	令和7年12月6日		19			
笹原 14 - 53	南野4丁目地内	0	約 1,200	令和7年12月6日		20			
笹原 14 - 54	南野北4丁目地内	0	約 1,000	令和7年12月6日		21			
笹原 14 - 56	野間3丁目地内	0	約 600	令和7年12月6日	部分指定	22			
鈴原 15 - 21	御願塚7丁目地内	0	約 600	令和7年12月6日		23			
南 16 - 19	御願塚8丁目地内	約 1,900	約 900	令和7年12月6日	部分指定	23			
南 16 - 25	御願塚2丁目地内	0	約 700	令和7年12月6日		23			
有岡 17 - 2	南本町7丁目地内	約 1,600	約 600	令和7年12月6日	部分指定	24			